

るに及さる事なり又二山の相別度ありあれを
大堂の月よある山を勧修は及さる事なりや
是を按されを羽忌三所といふハ羽忌一山の
内ハ格別ハ社ありて大堂ハ三所の社の本
地仏を建なして大龍舎集の及場なりや
羽源記云く是曰大牛堂と云ハ 推古天皇
の聖徳太子の詔令に——て為我大臣兼能
除大師を冥基の及師と仰さ言貴年中の
弟剣之と云く は附しりて二年号なり一説ハ一私ハ二年号
を福——る事多ありけ事ハ例ハ後ハ
日書曰是曰本堂ハ阿闍佛亦云勧修と云

異本に法
隆寺にあり

中——と云くけ文を味傳れを古ハ神祠と云
地堂格別あり——や旧記曰六十七代
三余院法澄寺古再建の時羽忌格別堂 南
寺格守と云く尚寺——寂光寺の号を云
りや是ハ古神社と仏閣格別——を言
合志——る事といふなりや社古の堂ハ格守府
將軍陸奥守藤原朝臣秀衡建立そのち源
頼朝卿修造なりと——て古肥後郡安平下
向寺後 後堀川院安貞二年造堂を後
後三余院神宇造堂今の堂ハ其長十二年